荒川左岸北部下水道事務所工事請負等業者選定委員会設置要綱

（平成２２年４月１日制定）

（目的)

第１条　この要綱は、荒川左岸北部下水道事務所が施工する建設工事の請負並びに委託（以下「建設工事等」という。）の業者の適正な選定を図るため、下水道局工事請負等業者選定委員会設置要綱第１１条に基づき、荒川左岸北部下水道事務所工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会が所掌する建設工事等は、埼玉県流域下水道事業財務規程（以下「財務規程」という。）第２０３条第１項による別表第四に定めるもののうち次のとおりとする。ただし、契約業者等が特定されるに相当の理由があると特に下水道事業管理者が認める場合は、委員会での選定を要しない。

（１）　執行予定額が２億円未満の建設工事の請負

（２）　執行予定額が２千万円未満の建設工事に係る設計、調査又は測量の委託

（３）　その他、荒川左岸北部下水道事務所長（以下「所長」という。）が必要と認める建設工事等には、執行予定額が２千万円未満の建設工事に係る監理、下水道施設の計画策定に係る調査、設計及び作業、下水道施設の維持管理業務並びに５０万円以上５００万円未満の産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務委託、並びに５０万円以上１００万円未満の材料、物品の購入・処分及び修繕工事を含む。

２　委員会は、次に掲げる事項を審査する。

（１）下水道局建設工事請負一般競争入札執行要綱に係る事項のうち、入札に参加する者に必要な資格に係る事項

（２）下水道局工事請負等業者選定委員会設置要綱に定める指名業者の選定

（３）設計、積算用の参考見積の提供を求めるときの見積依頼業者の選定

（４）他の委員会が所管するものについては、必要書類の記載に関し、必要な事項を審査する。

（５）委員会の目的を達成するために所長が必要と認める事項

３　委員会は、前項で定める建設工事等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第１項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

４　前二項の審査は、様式第１～４号の内申書及び議事録別紙（入札参加者選定又は入札参加条件設定理由書）に基づいて行う。

（組織）

第３条　委員会は、次の委員をもって構成する。

（１）委 員 長　所長

（２）副委員長　副所長

（３）委　　員　担当部長及び担当課長

（運営）

第４条　委員長は、会議を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会の議長は、委員長が務める。

３　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

４　審査事項の説明は、当該事項の所管する副所長、担当部長又は担当課長が行う。

５　委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を開くことができる。

（指名業者数）

第６条　業者数については、「下水道局業者選定基準」（平成２２年４月１日制定）によるほか、別表によるものとする。

（指名業者の選定における留意事項）

第７条　建設工事の請負に係る業者の選定に当たっては、「埼玉県下水道局工事請負指名選定要領」（平成２２年４月１日制定）によるほか、県内の本店や営業所の有無等に留意する。

２　建設工事の業務委託や材料の購入に係る業者の選定に当たっては、県内の本店の有無、地理的条件、手持業務の量、信用度等に留意する。

３　産業廃棄物の収集、運搬及び処分の業務委託に係る業者は、前項に留意するほか、物品関係等競争入札参加者名簿の登録業者から、営業許可のある者を選定するものとする。

（決定）

第８条　第２条に規定する事項は、委員会の審査に基づき、所長が決定する。

（一般競争入札の公告）

第９条　一般競争入札の公告に当たり、入札に参加する者に必要な資格は、「埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規定」（平成２２年４月１日埼玉県流域下水道事業告示第９号）及び「一般競争入札参加条件設定ガイドライン」（平成２２年１２月１６日付け、入企第１５７号通知）に基づくものとする。

（低入札価格調査の審査）

第１０条　低入札価格調査の審査に付そうとする者は、様式第５号の低入札価格調査書を作成し、委員会に提出するものとする。

（秘密の保持）

第１１条　委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

（議事録等）

第１２条　委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を様式第６号の議事録にまとめ、入札(見積合せ)終了時に荒川左岸北部下水道事務所において自由に閲覧できるようにするものとする。

２　前項の閲覧を行う期限は閲覧に供した日が属する年度の翌年度４月１日から５年間とする。

３　本委員会の審議に使用した資料は前項の期間は保存しなければならない。

４　前項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第１０条第２号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

（事務局）

第１３条　委員会の事務局は、総務・管理担当に置く。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会が定める。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施工する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施工する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施工する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施工する。

附　則

この要領は、平成２６年１２月１０日から施工する。

附　則

この要領は、平成３０年１月３０日から施工する。ただし、平成２９年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和４年１２月２７日から施工する。ただし、令和４年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第６条関係）

　随意契約の方法により締結する請負又は売買契約に係る見積依頼業者数

１　工事請負費で執行する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 設　計　額 | 業者数 |
| ５０万円以上２５０万円未満 | ３者程度 |

２　委託料で執行する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 設　計　額 | 業者数 |
| ５０万円以上２５０万円未満 | ３者程度 |

３　工事請負費及び委託料で執行又は売買・処分契約の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 設　計　額 | 業者数 |
| ５０万円以上２５０万円未満 | ３者程度 |

　（注）設計額は消費税相当額を含んだ金額であること。

　 （注）設計額は消費税相当額を含んだ金額であること。